

別表1 避難行動要支援者の災害時の対応能力・災害時に配慮を要する事項

区分		災害時の対応能力	災害時に配慮を要する事項
在宅高齢者	独居高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のため災害の覚知が遅れる可能性がある。 ・体力が衰え機敏な行動がとりにくいが、自力で行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、救助、避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・他人に迷惑をかけたくない気持ちが強く、我慢をしてしまうことがあるので、本人の状態をこまめに確認することが必要。
	高齢者のみ世帯の者	<ul style="list-style-type: none"> ・近所付き合いが少なくなるなど地域とのつながりが希薄になっている場合がある。 	
	要介護3以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者がいない場合には、覚知が遅れる可能性がある。 ・自力での行動ができない。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチャー等の移動用具やおぶい紐でおぶったり、担架で移動させる。また、支援者の確保が必要。その支援者の行動は制約される。 ・医療機関との連絡体制が必要。日頃から服用している薬等があれば、携帯するようにする。
	その他の高齢者	(上記以外で、災害時に自力で避難することに支障を生ずるおそれのある、または不安を感じる者)	
在宅障がい者	視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいにより、災害の覚知が遅れる可能性がある。 ・視覚障がいによる状況の把握が困難。 ・災害時には、障害物等によりよく知っている場所でも、いつものように行動できなくなる。 ・日常生活圏を離れた場所では、介助が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ・避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・誘導するときは、白杖を持たないほうの手で肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり後ろから押ししたりしないようにする。 ・誘導するときに、路上に障害物がある場合は、たとえば段であれば段の手前で立ち止まって、上がるのか下がるのか伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況について説明する。 ・盲導犬を伴っている方には、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしない。 ・避難所では、施設の中を誘導して、どこに何があるか確認させることが必要。 ・避難所では、文字で書かれた連絡等の情報が多いので、何が書いてあるのか口頭で知らせる。
	聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいにより、災害の覚知が遅れる。 ・聴覚障がいによる状況の把握が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身振り、手話、筆談などの視覚による情報伝達及び状況説明が必要。 ・避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・手話や筆談で伝えることが多いが、手話を使わない場合又は文章の伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いて伝える。
	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子・ストレッチャー等の移動用具と支援者の確保が必要。車椅子が使用できない場合には、おぶい紐でおぶったり、担架で移動させる。 ・車椅子を使用する場合、段差を越えるときは、足元にあるステップを踏み、前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて静かに段差に載せてから押し進める。上がるときは車椅子を前向きに、下りるときは後ろ向きにするのが安全であり、いずれもブレーキをかける。穏やかな坂は、車椅子を前向きにして下るが、急な坂は後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくり下るようにする。階段を避難するときは、2人から3人で車椅子を持ち上げてゆっくり移動する。 ・避難所では、車椅子が通るために最低80cmの幅が、回転するためには直径150cmが必要。
	内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・定期的に人工透析の必要な人や人工肛門を使っている人、ペースメーカーを埋めている人など、外見からは判断できないが、災害時に医療行為が受けられなくなると生命にかかわる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子等の移動用具と支援者の確保が必要。 ・医療機関との連絡体制と常時使用する医療機器、薬等を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く医療機関へ誘導、搬送する。 ・誘導、搬送方法を事前に決めておく。 ・身体の状態によっては、水、たんぱく質、塩分、油分などの制限をしなければならない人もいますので、食事を提供するときには本人に確認する。

別表1 避難行動要支援者の災害時の対応能力・災害時に配慮を要する事項

区分	災害時の対応能力	災害時に配慮を要する事項
知的 障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で危険を判断し行動することが困難。 ・急激な環境の変化により、精神的な動揺が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させて、一人にさせず、誰かが付き添うようにして移動する。 ・話しかけるなど、精神的に不安定にならないような対応が必要。災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対処し、発作がある場合は、主治医若しくは最寄りの医療機関などに相談する。日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、環境の変化に対応できず、精神的動揺が激しくなる。 ・近隣との関係が希薄な場合、情報不足となりがちである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを落ち着かせることが必要。努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させて、一人にさせず、誰かが付き添うようにして移動する。 ・症状に応じた周囲の思いやりと協力が必要であるとともに、医療機関や支援者等との連絡体制が必要。 ・災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対処し、強い不安や病状悪化が見られる場合は、主治医若しくは最寄りの医療機関又は保健所へ相談する。 ・日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
	<p>上記以外で、音声・言語・そしゃく機能障害者など災害時に自力で避難することに支障を生ずるおそれのある、または不安を感じる者</p>	
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器装置や吸引などの医療処置の必要な患者は、停電が命にかかわる大きなリスクとなる。 ・移動困難で介護を要する患者が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛県在宅難病患者災害支援の手引き」を参照する。 ・県の関係機関に安否や避難情報を提供する。 ・防災カード(難病患者の特有の医療情報や療養の留意点等を考慮し、災害発生時に支援者に的確に情報を提供するとともに支援者間の情報共有を図ることを目的としてまとめた難病患者個人のカード)が「安心・笑顔の連絡箱(難病医療情報連絡キット)」に入れてベッドサイドや冷蔵庫等に保管されているので活用する。